

2023年2月2日

私たちは、非正規公務員の待遇改善に取り組む複数の団体でつくるグループです。この度、下記の点についてお伺いするとともに、懇談の場を設けていただきたく、事前質問を作成いたしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

非正規公務員の雇用安定を考える懇談会

(主な参加団体)

公務非正規女性全国ネットワーク(はむねっと)

東京公務公共一般労働組合

連帯労働者組合・杉並

連帯労働者組合板橋区パート

NPO 法人 官製ワーキングプア研究会

(連絡先)[hiseiki.koumu@gmail.com](mailto:hiseiki.koumu@gmail.com)

## 1. 「大量離職通知」について

会計年度任用職員の多くが、今年は国のマニュアルに示された例示に倣い導入された、「公募による更新は2回まで」とする新たな規定のもと、公募にかけられています。公務現場で、直雇用で働く働き手から、雇止め不安を訴える声が多く上がっています。会計年度任用職員の大量の雇止めは労働施策総合推進法の「大量雇用変動」に該当すると、昨年の懇談会で伺いました。改めて、次の項目について教えてください。

質問1-1:昨年末に、国や自治体に「大量離職通知」について通知を出されたようですが、その経過について教えてください。

- ① 厚生労働省内での内部検討と総務省との協議経過
- ② 厚生労働省のホームページ掲載の「再就職援助計画」と「大量離職届・大量離職通知書」の刷新の経過
- ③ 全自治体への周知時期と宛先、周知手段

質問1-2:リーフレット記載の以下の文言・用語について、具体的に教えてください。

- ① 「任命権者には、任命権が委任されているものを含みます。」について、以下の理解でよいでしょうか？  
・例えば、市長が副市長に任命権を委任した場合は、副市長が提出義務を負うということ
- ② 「1つの事業所」についての理解は、以下のいずれによりますか？
  - a)自治体全体が「1つの事業所」となる
  - b)市長部局や教育委員会などがそれぞれ「1つの事業所」となる
  - c)ひとまとまりの施設の所在地ごとにそれぞれが「1つの事業所」となる※この場合、支所・出張所や保育園、学校、図書館なども所在地ごとに「1つの事業所」となる
- ③ 「常時勤務に服することを要しない者」とは、以下の理解でよいでしょうか？  
・公務員法上の「非常勤職員」ではなく、「一時的・臨時的に短期間雇用する者」

質問1-3:「対象者」について、具体的に教えてください。

- ① 定年退職者は「再任用制度」があっても対象となりますか？
- ② 雇用期間満了による離職者が、公募に応じて採用される可能性があっても対象となりますか？
- ③ 自己都合離職者・自己の責めに帰すべき理由によらない離職者について、例えば転職のための離職者（再就職先が決まっている）も対象となりますか？
- ④ 障害者は内数として計上するとありますが、障害者雇用のデータとしても活用できますか？

質問1-4:「再就職先援助のための措置」について、具体的に教えて下さい。

- ① 「再就職援助の体制」として想定されるのは、支援のための組織や担当者でしょうか？
- ② 「具体的方法」として想定されるのは、常勤職員の「再任用制度」や非常勤職員の「公募～再度任用制度」でしょうか？ 再就職先の紹介や斡旋はどのようなことを想定していますか？
- ③ 「再就職先が決まっている場合」として想定されるのは、転職先でしょうか？再任用や再度の任用先も含まれますか？

質問1-5:制度をよりよく運用するために、今後に向けて、どのようなことを考えていますか。

- ① 全国集計について、集約の時期や公表方法。
- ② 障害者の安定雇用の資料として活用できると考えられますか。
- ③ 大量離職通知書の提出義務違反への対応策について

## 2. 非正規労働者に対する雇用政策について

雇用保険法の目的(第一条)は、「労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行う」「労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする」です。

しかしながら、雇用保険法第6条第6項は、有期雇用フルタイム公務「非正規」労働者をも雇用保険から適用除外しています。それは、雇い止めを含む離職において、強制加入で保険料を納付してきた当該労働者の雇用保険歴(給付権)を無にしてしまうことです。

これは、高い失業のリスクを抱えて働くフルタイム公務「非正規」労働者から、唯一の失業セーフティーネットを奪うもので、あまりにも不公平です。

これを救済する措置とそれに関する通知は、存在しないのでしょうか？